



報道関係者 各位

令和2年10月22日 発表	
担 当	三重労働局
	賃金室長 中司 秀貴
	賃金指導官 額額 明美
	TEL (059) 226-2108 FAX (059) 226-2117

4業種の三重県特定（産業別）最低賃金改正を答申 －三重地方最低賃金審議会答申－

三重地方最低賃金審議会（会長 安井広伸）は、本年8月5日に三重労働局長（西田和史）から特定（産業別）最低賃金の改正決定についての諮問を受け、審議を重ねた結果、本日、三重労働局長に対し、三重県ガラス・同製品製造業など4業種に係る特定（産業別）最低賃金を、それぞれ現行額より下記2のとおり引き上げるよう答申しました。

なお、改正特定（産業別）最低賃金額は、異議申出の受付処理、官報公示を経て、それぞれ令和2年12月21日から発効される予定です。

記

1 最低賃金について

最低賃金は、最低賃金法に基づき定める賃金の最低額で、産業や職種に関わりなく、すべての労働者に対して適用される三重県最低賃金と、特定の産業について定める特定（産業別）最低賃金があり、セーフティネットとしての役割を果たしています。

特定（産業別）最低賃金は、三重県内には7業種設定されておりますが、そのうち今回4業種について、最低賃金額の改正が答申されました。

なお、「三重県鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」及び「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」については、三重県最低賃金を下回っているため、三重県最低賃金が適用されます。

2 改正額

(1) 三重県ガラス・同製品製造業最低賃金

時間額 901円（現行額900円より1円アップ）

(2) 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金

時間額 921円（現行額920円より1円アップ）

(3) 三重県電気機械器具等製造業最低賃金

時間額 906円 (現行額905円より1円アップ)

(4) 三重県輸送用機械器具等製造業最低賃金

時間額 942円 (現行額941円より1円アップ)